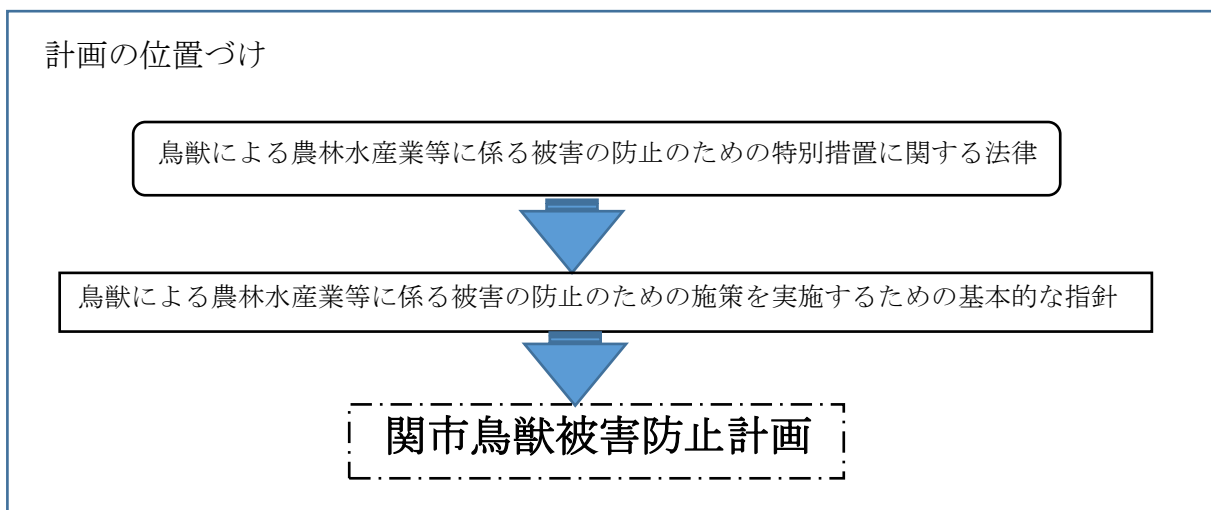


関市鳥獣被害防止計画（案）の概要

計画の位置づけ

関市鳥獣被害防止計画（案）は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に定める市町村の被害防止計画であり、本市の鳥獣被害対策全般に関する事項を定める計画です。



当計画の対象鳥獣、計画期間、対象地域

【対象鳥獣の種類】

大型獣：ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ

小型獣：アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、タヌキ、キツネ

鳥 類：カラス、カワウ、サギ類

【計画の期間】

令和7年度～令和9年度（3年間）

【対象地域】

関市全域

被害の傾向

関市は総面積の約80%を森林が占め多くの動物が生息し、市全域で鳥獣による農作物被害が発生しています。

カワウ、サギ類による放流稚魚の食害も深刻な問題となっています。

近年はツキノワグマの出没、目撃情報が増加しているため、農林業被害に加え人身事故が懸念されています。

被害の軽減目標

毎年作付け農家を対象に鳥獣被害アンケートを毎年実施して被害状況を把握するなかで、最新の令和5年度の被害状況を現状値とし、令和9年度（計画最終年度）の目標値を現状値3割減に設定しています。

被害防止対策

被害軽減の目標を達成するため、次の対策を取り組みます。

被害防止対策	内 容
捕獲等に関する取組	・被害状況を確認し捕獲を猟友会に依頼 ・猟友会員、捕獲隊員の育成 ・資格取得講習会等の情報の周知 ・国庫補助事業等を活用し、大型の捕獲檻の導入
防護柵の設置等に関する取組	・県単、国庫補助事業を活用した侵入防止柵の整備 ・市単独事業による電気柵等購入費用の補助
生息環境管理その他の取組	・集落と山林の境界に緩衝帯を整備 ・地域住民を対象とした研修会の開催 ・耕作放棄地の解消、放任果樹の除去

対象鳥獣の捕獲計画

令和3年～5年の捕獲実績（＝生息状況）を踏まえ、鳥獣ごとの捕獲計画数を設定します。

【取組】

- ・著しい被害に対応するため、通年で捕獲を行う。
- ・大型獣は、猟友会の協力のもと銃器、わなによる捕獲を行う。
- ・小型獣は、猟友会の協力のもとわなによる捕獲を行う。
- ・鳥類は、猟友会の協力のもと銃器による捕獲を行う。
- ・ツキノワグマの市街地出没時には、市民及び猟友会員の命を守るため、警察の指示のもとでライフル銃の発砲を行い捕獲する。

侵入防止柵の整備経計画

【対象鳥獣】 ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ

【計画】

- ・令和7年度：侵入防止柵 計画延長 L=5,000m、市単電気柵等購入費用の補助
- ・令和8年度：侵入防止柵 計画延長 L=5,000m、市単電気柵等購入費用の補助
- ・令和9年度：侵入防止柵 計画延長 L=5,000m、市単電気柵等購入費用の補助

住民の生命、身体及び財産に係る被害が生じる場合の対処

【関係機関】

- ・関市役所、関警察署、関市猟友会、中濃農林事務所、中濃県事務所
- ・各機関の役割及び連絡体制の図式化

今後の予定

(1) パブリックコメント

令和7年4月22日から5月23日までの1月間

(2)

令和7年6月 パブコメ結果、最終案の提示、岐阜県への協議を経て計画策定